平成２２年（フ）第７０１７号
大阪市平野区加美北７丁目１番30号
債務者　井上　久榮
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０６号
長崎県長崎市鳴見町83番地15
債務者　橋本　博隆
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２２号
長崎県西彼杵郡時津町日並郷2102番地２　グランディール中嶋102
債務者　平石　大輔
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１００号
札幌市手稲区星置２条１丁目14番２―1403号
債務者　藤倉　順一
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２０６号
札幌市中央区南７条西10丁目1029番地10　エポック南７条館206号、住民票上の住所北海道小樽市石山町10番12号
債務者　荒木関ゆかり
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２５７号
札幌市西区発寒10条１丁目２番１―209号
債務者　田中るみ子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２５８号
札幌市西区発寒10条１丁目２番１―209号
債務者　田中　大介
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２９８号
札幌市北区屯田10条３丁目６番３号
債務者　高橋　和義
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３６３号
札幌市北区北32条西７丁目１番５―101号
債務者　柳沼紀美枝（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５４３号
札幌市南区川沿１条２丁目１番13号　カーサ藻岩台306号
債務者　小川　惠子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５７３号
札幌市豊平区美園７条６丁目２―25　カーサノルテ美園403号室、住民票上の住所札幌市豊平区美園４条５丁目３番13―101号
債務者　土谷真希子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６２８号
札幌市白石区菊水元町２条３丁目２番１号　マンション大栄６号
債務者　佐々木徳治
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６４０号
札幌市東区北20条東22丁目４番１―302号
債務者　竹田笑美子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８３３号
札幌市中央区南６条西13丁目４番33―803号
債務者　星　　勝廣
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９４号
群馬県高崎市中泉町628番地１　アゼミマンション201号
債務者　本間チヅ子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３０１号
群馬県高崎市下豊岡町375番地
債務者　小池　広保
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４９６号
新潟市中央区入船町１丁目3668番地
債務者　櫻井　和義
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
新潟地方裁判所民事部